

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

令和5年3月31日

2. 認定事業適応事業者の名称

株式会社第四北越銀行

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

近年、気候変動問題への対応をはじめとしたサステナビリティへの取り組みの重要性が高まっている。当行が属する第四北越フィナンシャルグループは、「サステナビリティ経営の実践」を掲げるとともに、CO₂排出量削減目標を制定・公表している。当行においてもサステナビリティへの取り組みの一環として、事業に伴い排出されるCO₂を減少させることで、環境価値・社会価値と当行の企業価値の向上を実現していく。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2022年度より事業適応を開始し、2024年度までに当行全体の炭素生産性を21.2%向上することを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2024年度（計画終了年度）における経常利益計上を目標とする。

(4) 事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

銀行業（62）

(6) 事業適応の具体的内容

設備投資として以下(1)~(3)を実施し、炭素生産性を向上させていく。

(1)一部営業店における照明のLED化

(2)出来島支店における太陽光発電設備の導入

(3)新発田西支店および直江津支店における空調設備の更新

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：令和5年3月

終了時期：令和7年3月